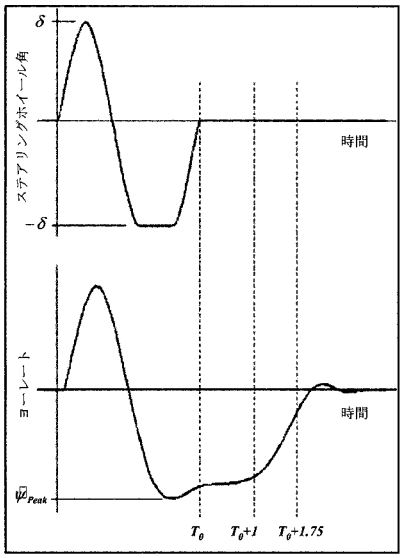
図１



3.3.　「ドウェル付きサイン」の操舵入力の完了から1.75秒後に測定するヨーレートは、同一の試験走行中にステアリングホイール角の符号が（１回目と２回目のピークの間で）変化した後で記録されるヨーレートの最初のピーク値の20%を超えないものとする。

3.4.　5.11.7.に規定される「操舵開始」（ＢＯＳ）から1.07秒後、最初の直進走行軌跡に対する車両重心の横移動量は、車両総重量が3,500kg以下の車両の場合には少なくとも1.83m、車両総重量が3,500kgを超える車両の場合には少なくとも1.52mとする。

3.4.1.　横移動量の計算は、車両重心における横加速度（$a_{yC.G.}$）の測定時間に対する二重積分を用いて行い、次式によって表される。ただし、当該二重積分と同等の精度を有するものであれば代替測定方法として使用することができる。

横移動量＝$\iint a_{yC.G.}dt$

3.4.2.　積分演算の時間ｔ＝０は、「操舵開始」（ＢＯＳ）の瞬間をいう。ＢＯＳについては、5.11.7.の定義による。

3.5.　ＥＳＣ動作不良の検出

3.5.1.　車両には、車両のＥＳＣにおける制御信号若しくは応答信号の発生または伝達に影響を及ぼすあらゆる動作不良の発生を運転者に対して警告表示を装備しなければならない。

3.5.2.　ＥＳＣ動作不良警告表示は、3.5.2.1.～3.5.2.9.を満たすものとする。

3.5.2.1.　運転者がシートベルトを装着して着席した状態で、運転者から直接かつ明確に見えるように表示しなければならない。

3.5.2.2.　運転中の運転者に正面に見えなければならない。

3.5.2.3.　図に示す「ＥＳＣ動作不良警告表示」のシンボルまたは「ＥＳＣ」という語句によって識別するものとする。



3.5.2.4.　黄色または橙色とする。

3.5.2.5.　昼間及び夜間の運転においても、運転者が周囲の路上照明の状況に適応した状態で点灯を確認するのに十分な明るさがなければならない。

3.5.2.6　ＥＳＣ動作不良警告表示は、3.5.2.7に規定した場合を除き、ＥＳＣの動作不良時に点灯し、かつ、動作不良である限り、イグニション（始動）スイッチが「オン」(「走行」)の位置にある時は常に3.5.に規定した条件で点灯し続けるものとする。

3.5.2.7.　ＥＳＣ動作不良警告表示は、3.5.3.に規定した場合を除き、エンジンが作動していない時にイグニション（始動）スイッチを「オン」(「走行」)の位置に入れた時、または、イグニション(始動）スイッチが「オン」(「走行」)と「始動」の間の、自動車製作者により指定された確認位置にある時のいずれかの場合に、点灯確認機能として作動するものとする。

3.5.2.8.　5.10.4.に従って動作不良が修正された後、次のイグニションサイクルで消灯するものとする。

3.5.2.9.　システムの作動のためにスロットル及び／または個々の制動トルク制御を行い、ＥＳＣと一般構成部品を共有するトラクションコントロール、トレーラ横滑り防止装置、コーナーブレーキコントロール及びその他の類似機能等の関連システム／機能の動作不良を示すために使用してもよい。

3.5.3.　スターターインターロックの作動中はＥＳＣ動作不良警告表示を作動させなくてもよい。

3.5.4.　3.5.2.7.の要件は、共通スペースに表示される警告表示には適用しない。

3.5.5.　自動車製作者は、ＥＳＣの作動を表わすために、ＥＳＣ動作不良警告表示を点滅モードで使用してもよい。

3.6.　ＥＳＣ　ＯＦＦ及びその他のシステム操作装置

3.6.1.　自動車製作者は、ＥＳＣが3.1.、3.2.、3.3.及び3.4.の性能要件を満たさないモードとなることを目的とした「ＥＳＣ　ＯＦＦ」操作装置を装着してもよい。その場合、本操作装置は夜間照明付きとする。また、自動車製作者はＥＳＣの作動に補助的な作用を与えるその他のシステムの操作装置を装備してもよい。ＥＳＣが3.1.、3.2.、3.3.及び3.4.の性能要件を満たさないモードにするあらゆる種類の操作装置も認められる。ただし、当該システムが3.6.2.、3.6.3.及び3.6.4.の要件も満たすことを条件とする。

3.6.2.　ＥＳＣは、運転者が直前に選択していたモードを問わず、新しいイグニションサイクルが開始される度、2.及び3.の要件を満たす自動車製作者の指定する初期設定モードに常に復帰するものとする。ただし、3.6.2.1.または3.6.2.2.の場合、車両のＥＳＣは、新しいイグニションサイクルが開始される度、3.1.から3.4.の要件を満たすモードに復帰する必要はない。

3.6.2.1.　低速、オフロード走行のために、前車軸及び後車軸の間の駆動ギアをロックし、かつ、運転者がエンジン回転速度と車速の減速比少なくとも1.6である４輪駆動状態を選択し、車両が当該状態にある場合

3.6.2.2.　踏み固められた雪、砂または土の路面での高速走行を意図し、かつ、運転者が前車軸及び後車軸の間の駆動ギアをロックする作用をもつ４輪駆動状態を選択し、車両が当該状態にある場合。ただし、この状態において、車両が4.に規定した試験条件の下で3.2.及び3.3.の横滑り防止性能要件を満たすことを条件とする。また、当該システムに、直前のイグニションサイクルに選択された駆動モードで3.2.及び3.3.の要件を満たすＥＳＣモードが２つ以上ある場合、ＥＳＣは、新しいイグニションサイクルが開始される都度、当該駆動モードに対する自動車製作者の指定する初期設定状態に復帰するものとする。